

運 営 規 程

ケアハウスジョイフル・ケア

社会福祉法人ことぶき会
ケアハウス ジョイフル・ケア運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ケアハウスの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に基づき、社会福祉法人 ことぶき会 ケアハウス ジョイフル・ケアの適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 ケアハウスは、60歳以上の者（但し、60歳以上の配偶者と共に利用する者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない）であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者が低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 ケアハウスは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って生活の相談に応じ、必要な援助を行う。又、利用者との信頼関係を基礎として、公平、公正に開かれた施設運営に努める。

(職員の職種、数及び職務内容)

第4条 ケアハウスに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	人数	職務内容
施設長	1 (兼)	本会理事長の命を受け、事業所の業務を統括し、施設の管理、運営にあたる。
事務員	1 (兼)	施設運営に関する事務に従事する。
生活相談員	1	利用者の生活向上のための相談、助言、その他の援助にあたる。
介護職員	1	利用者の援助、処遇にあたる。
調理員	(業者委託)	
合計	4	

(利用定員)

第5条 ケアハウス ジョイフル・ケアの定員は30人とする。

(利用の方法)

第6条 ケアハウスの利用は、利用者と施設長との契約によるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 事業所は、入所に際し、あらかじめこの規程の概要、職員の勤務の体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

(利用対象者)

第8条 利用者は、入居時に原則として日常生活動作のすべてに介助を要しない者で、且つ認知症等による問題行動のない者。但し、在宅福祉サービスの介護等を利用することによって日常生活の維持が可能である者についてはこの限りではない。

2 所得、資産、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

(サービス提供の内容)

第9条 ケアハウスのサービス内容は次に掲げるものとする。

1. 相談、助言

施設職員は、入居者から日常生活における諸問題について相談を受けた場合には、適切な対応をし助言を行う。

2. 食事

(1) 施設は入居者に対して、栄養士が栄養バランスや入居者の健康を考慮して立てた献立による食事を、毎日3食提供する。特に医師からの指示がある場合は、その指示に従った特別の食事を提供する。食事の時間は次のとおりとする。

	配膳	食事
朝食	7時20分～	7時30分～
昼食	11時50分～	12時00分～
夕食	17時20分～	17時30分～

(2) 予め欠食する場合には欠食届を提出し、食事を提供しなくてもよいものとする。

(3) 食事の場所は原則として食堂とする。但し、個人的な事情があり、食堂で食事をとることができない場合には、居室で食事をとることは差し支えない。

(4) 常に1週間後までの献立を掲示するものとする。

3. 入浴

(1) 入浴は毎日行うことができ、施設職員が入浴の準備を行う。

(2) 入浴の時間は14:00～18:00、18:00～21:00とし、1週間交代で男女の時間帯を入れ替えるものとする。

- (3) 他の入居者も利用することを考え、清潔の維持に留意する。
- (4) 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は速やかに施設職員に相談し、その指示に従うものとする。

4. 緊急時の対応

- (1) 入居者は、身体状況の変化等で施設職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で施設職員の対応を求めることができるものとする。
- (2) 事業所の職員等は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

5. 夜間の管理体制

常時、夜勤者、宿直者に対応を求めることができるものとする。

6. 介護保険サービスの利用

- (1) 入居者は、個別の日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、介護保険サービス等を利用できるものとする。なお、施設は、入居者が適切なサービスを受けられるよう対応に努め、必要に応じて各種在宅保健福祉サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。
- (2) 介護保険サービス等の利用はあくまでも入居者自身の判断で行うものとし、それに係る費用も入居者自身が負担するものとする。この場合、施設は利用についての責任を負わない。

7. 保健衛生

- (1) 施設は入居者の定期健康診断を年 1 回、バイタルチェックを月 1 回行い、その記録を保存する。
- (2) 施設は入居者に対し、随時、保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。

8. 利用者の活動への協力

入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動を目的とした活動を行うことができるものとする。

(年間行事) 特養と合同にて「盆踊り」、「運動会」、「クリスマス会」等。

(その他) 外出・・・花見、ソーメン流し、室内レクリエーション等。

(体験入所)

第 10 条 利用を希望する者は、施設の状況等を知るため、体験入所をすることができ

る。体験入所の期間は3日程度とし、別に定める費用を負担するものとする。

(帳簿書類)

第11条 設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(苦情解決)

第12条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置、その他必要な措置を講じるものとする。

(運営懇談会)

第13条 施設長は運営懇談会（ケアハウス会）を設置、運営するものとする。

2 ケアハウス会は、施設長及び施設職員と入居者との協議の場であり、月1回行うものとする。各規程の改正や生活ルールなどの見直しをしようとする時は、ケアハウス会の意見を聴くものとする。

(利用料)

第14条 ケアハウスの利用料は、別表の1 生活費、2 サービスの提供に要する費用、3 居住に要する費用（家賃相当額）の合算額とし、別に定める。

2 11月から3月までの間に限り、要綱に基づく暖房費を徴収するものとする。

3 特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者が負担するものとする。

(サービスの提供に要する費用の決定)

第15条 入居者は、収入認定とサービスの提供に要する費用の階層決定を行うために、入居時及び毎年6月に1回、収入申告書に利用者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に提出するものとする。

2 施設長は、内容等を審査の上、別に定めるところによりサービスの提供に要する費用徴収額を決定するものとする。

(施設利用の留意事項)

第16条 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に入り、必要な措置をとることを認めるものとする。（但し、その場合事業者は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行うものとする。）

2 契約者は、利用者がホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により消滅・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代金を支払うものとする。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協

議により、居室又は、共同施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(契約の解除)

第 17 条 利用者の状態が前第 8 条に定める条件に該当しなくなったと認められる場合及び次の各号の一に該当する場合は、施設長は契約を解除できるものとする。

- (1) 利用者の条件に関して虚偽の届け出を行って入所した場合。
- (2) 利用料を支払わない場合。
- (3) サービスの提供に要する費用階層決定の申請にあたって虚偽の申し出を行った場合。
- (4) 施設長の承認を得ないで施設の建物、附帯設備等の造作・模様替えを行い、且つ原状を回復しない場合。
- (5) 個別の日常生活の援助（調理を除く）または介護を必要とする状態であるにもかかわらず、それらを受けることができない場合。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなった場合。
- (7) その他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかける場合。

(非常災害対策)

第 18 条 非常災害対策については別途定める、災害別消防計画書及び防災管理マニュアルを遵守すると共に次のとおり措置を講ずるものとする。

- 一 常時、消化器・防火用水・非常口・警報設備等の点検を行い整備しておく事。
- 二 避難訓練は、昼間と夜間を想定して年 2 回実施し、その役割分担は常に見やすい場所に掲示しておく事。
- 三 消防機関との連携については、平常より留意しておく事。
- 四 火気取締りに関しては、責任者を定め火災予防にあたる事。
- 五 いかなる状況にあっても人身の安全確保を最優先とする事。

(身体拘束)

第 19 条 入所者の処遇にあたっては当該入所者又は他の入所者等の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 身体拘束をやむなく実施する場合の要件は

- (1) 利用者本人、又は他の施設利用者の生命、又は身体が危険におかされる可能性が著しく高いこと。(切迫性)
- (2) 身体拘束を行うこと以外には代替する看、介護方法がないと思われること。

(非代替性)

- (3) 身体拘束が一時的なものであること。(一時性)

3 身体拘束実施時の具体的手続き

- (1) 「身体拘束廃止委員会」のメンバーによる複数スタッフでの実施判断を必要とする。

- (2) 利用者本人ならびに家族に対して、医師又は担当スタッフから身体拘束の必要性(理由)、内容、拘束の時間帯、期間などについて十分な説明を行い、同意書(説明書)を作成する。
- (3) 身体拘束の内容に関しては、できるだけ心理的、身体的悪影響の少ない方法を選択する。
- (4) 身体拘束の実施後は経過観察、再検討記録を作成する。
- (5) 身体拘束実施後も、習慣的に拘束を継続するのではなく、利用者の状況が前述の3要件を満たし続けているかどうかの評価を定期的に行い、要件に該当しなくなった時は直ちに身体拘束を解除する。又、できるだけ心理的、身体的悪影響の少ない方法に変更する努力をする。

(事故発生時の対応)

- 第20条 事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(秘密保持)

- 第21条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(会計の区分)

- 第22条 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成20年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。